# 大口町告示第19号

大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

### 大口町公共工事の前金払取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町公共工事の前金払取扱要綱(平成14年大口町告示第98号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公共工事の前金払保証事業に関する法律」を「公共工事の前払金保証 事業に関する法律」に改め、「監理を含む。)」の次に「のうち、設計金額が300万 円を超えるもの」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

第3条の見出し中「前金払」を「前払金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前金払を受けようとする者が請求できる額は、契約金額に次の割合を乗じて算 出した額とする。

第3条第1項各号の規定中「契約金額に」及び「を乗じて得た額」を削り、同条 第2項中「前金払の全部又は一部」を「前払金の全部又は一部」に改める。

第4条第1項中「継続費に係る契約における」の次に「各年度の」を加え、「対する額」を「対して、前条第1項の割合により算出した額」に改め、同条第3項中「債務負担行為に係る契約における」の次に「各年度の」を加え、「ごと」を削り、「出来高予定額に対する額」を「年割額に応じた出来高予定額に対して、前条第1項の割合により算出した額」に改める。

第9条を第12条とし、第8条第2項中「返還すべき前金払の額に年2.5パーセント」を「返還すべき前払金の額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「変更に伴う」の次に「前払金の」を加え、同条第1項を次のように改める。

前金払を受けようとするものは、工事内容の変更、その他の理由により契約金額(継続費及び債務負担行為に係る場合については、当該年度の出来高予定額。以下同じ。)が増額した場合、増額後の契約金額をもとに第3条により求められた額(中間前金払の支払いを受けているときは増額後の契約金額の100分の60)

から、支払済の前払金の額を差し引いた額以内で前金払並びに中間前金払の請求をすることができる。

第7条第2項中「前金払」を「前払金」に、「差し引いた後の額」を「差し引いた額」に改め、同条第3項中「前金払」を「前払金」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「町長は、この要綱による前金払をするときは」を「前金払を受けようとする者は」に、「寄託させ、工事請負業者から適正な請求書を受理した日から30 日以内に支払うものとする」を「寄託し、請求書を提出しなければならない」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 中間前金払を受けようとする者は、支払いの請求に先立ち、中間前金払認定申 請書(様式第1)に工事履行報告書(様式第2)、工程表及び工事写真を添付して 第6条に掲げる要件を満たしていることの認定を申請するものとする。
- 3 前項の申請があったときは、直ちに確認を行い、当該結果を中間前金払認定通 知書(様式第3)により通知するものとする。
- 4 前項の規定により中間前金払の認定を受けた者は、当該前金払に関し、第1項 の規定に準じた保証証書と請求書を提出するものとする。
- 5 町長は、前金払並びに中間前金払の請求があったときは、請求書を受理した日 から30日以内に支払うものとする。
  - 第6条の次に次の1条を加える。

(前金払をした時の部分払)

- 第9条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前 払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。
- 2 受注者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方のみの請求 権を有するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、中間前金払を受けた工事についても部分払ができるものとする。
  - 第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(中間前払金の額及び制限)

第6条 次の各号のいずれにも該当する場合、契約金額の100分の20以内で、

既にした前金払との合計額が当初契約金額の100分の60以内の額で中間前金払を受けることができる。

- (1) 第3条第1項第1号で規定する前金払を受けている
- (2) 工期の2分の1を経過している
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われている
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当する

(前払金の端数整理)

第7条 前払金及び中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てた額とする。

附則の次に次の3様式を加える。

# 中間前金払認定申請書

年 月 日

大口町長 殿

受注者 住所

氏名

下記の工事について、中間前金払を受けるため、第6条に規定のある要件を満たしていることの認定を申請します。

記

工 事 名							
路線·施設名							
工事場所							
契約締結日			年	月	日		
工期	年	月	日から		年	月	日まで
契 約 金 額		金					円
前 金 払		金					円
受 領 済 額		MZ.					1 1

## ※ 添付書類

工事履行報告書(様式第2)、工程表、工事写真

# 工 事 履 行 報 告 書

工	Ę	F	名													
路線・施設名																
工	事	場	所													
受	注	者	名													
エ			期		<i>'</i>	年	J	1	日か	5		年	月	日	まで	
月			別	子 (					% 更後	実	施	エ	程	%	備	考
(記載欄)																
	ļ	出来	高									円				

# 中間前金払認定通知書

年 月 日

様

大口町長 印

下記の工事について、中間前金払を受けることができる要件を満たしていると認定したので通知する。

記

工 事 名		
路線·施設名		
工事場所		
契約締結日		年 月 日
工期	年月	日から 年 月 日
契 約 金 額	金	円
前 金 払	金	円
受 領 済 額	並	Π

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新

旧

(対象工事)

第2条 前金払の対象とすることができる公開2条 前金払の対象とすることができる公 共工事は、公共工事の前払金保証事業に関 する法律(昭和27年法律第184号。以 下「法」という。)第2条第1項で規定す る公共工事(土木建築に関する設計、調 査、測量及び監理を含む。) のうち、設計 金額が300万円を超えるものとする。

(前払金の額及び制限)

- 第3条 前金払を受けようとする者が請求で 第3条 工事請負業者が前金払の請求をする きる額は、契約金額に次の割合を乗じて算 出した額とする。
  - (1) 公共工事(次号に掲げるものを除 く。)は100分の40
  - (2) 土木建築に関する設計、調査、測量及 び監理は100分の30
- 2 町長は、予算執行上の都合その他やむを 得ない理由があると認めるとき又は前金払 の必要がないと認めるときは、前払金の全 部又は一部を支払わないことができる。
  - (2年度以上にわたる契約における前金 払)
- 前金払は、当該契約に基づく各年度の年割 額に応じた出来高予定額に対して、前条第 1項の割合により算出した額とする。

(対象工事)

- 共工事は、公共工事の前金払保証事業に関 する法律(昭和27年法律第184号。以 下「法」という。)第2条第1項で規定す る公共工事(土木建築に関する設計、調 査、測量及び監理を含む。)とする。ただ し、次の各号のいずれかに該当するとき は、前金払をしない。
- (1) 設計金額が300万円以下の公共工事 を超える
- (2) 工期が60日以下の公共工事を超える (前金払の額及び制限)
- ことができる額は、次により算出した額と し、1億円を限度とする。ただし、1万円 未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てた額とする。
  - (1) 公共工事(次号に掲げるものを除 く。) は契約金額に100分の40を乗 じて得た額
  - (2) 土木建築に関する設計、調査、測量及 び監理は契約金額に100分の30を乗 じて得た額
- 2 町長は、予算執行上の都合その他やむを 得ない理由があると認めるとき又は前金払 の必要がないと認めるときは、前金払の全 部又は一部を支払わないことができる。
  - (2年度以上にわたる契約における前金 払)
- 第4条 継続費に係る契約における各年度の 第4条 継続費に係る契約における前金払 は、当該契約に基づく各年度の年割額に応 じた出来高予定額に対する額とする。

2 略

2 略

3 債務負担行為に係る契約における各年度 3 債務負担行為に係る契約における前金払 の前金払は、当該契約に基づく各年度の債 務負担行為額の年割額に応じた出来高予定 額に対して、前条第1項の割合により算出 した額とする。

(対象及び割合の明示)

第5条 略

(中間前払金の額及び制限)

- 第6条 次の各号のいずれにも該当する場 合、契約金額の100分の20以内で、既 にした前金払との合計額が当初契約金額の 100分の60以内の額で中間前金払を受 けることができる。
  - (1) 第3条第1項第1号で規定する前金払 を受けている
  - (2) 工期の2分の1を経過している
  - (3) 工程表により工期の2分の1を経過す るまでに実施すべきものとされている当 該工事に係る作業が行われている
  - (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要 する経費が契約金額の2分の1以上の額 に相当する

(前払金の端数整理)

第7条 前払金及び中間前払金に1万円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨て た額とする。

(支払い)

- 請負業者に法第5条第1項の規定に基づき 登録を受けた保証事業会社と同法第2条第 5項に定義する保証契約を締結した保証証 書を寄託し、請求書を提出しなければなら ない。
- 2 中間前金払を受けようとする者は、支払 いの請求に先立ち、中間前金払認定申請書

は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負 担行為の出来高予定額に対する額とする。

(対象及び割合の明示)

第5条 略

(支払い)

第8条 前金払を受けようとする者は、工事関6条 町長は、この要綱による前金払をす。 るときは、工事請負業者に法第5条第1項 の規定に基づき登録を受けた保証事業会社 と同法第2条第5項に定義する保証契約を 締結した保証証書を寄託させ、工事請負業 者から適正な請求書を受理した日から30 日以内に支払うものとする。

(様式第1)に工事履行報告書(様式第 2) 、工程表及び工事写真を添付して第6 条に掲げる要件を満たしていることの認定 を申請するものとする。

- 3 前項の申請があったときは、直ちに確認 を行い、当該結果を中間前金払認定通知書 (様式第3)により通知するものとする。
- 4 前項の規定により中間前金払の認定を受 けた者は、当該前金払に関し、第1項の規 定に準じた保証証書と請求書を提出するも のとする。
- 5 町長は、前金払並びに中間前金払の請求 があったときは、請求書を受理した日から 30日以内に支払うものとする。

(前金払をした時の部分払)

- 第9条 前金払をしたときにおける部分払の 額は、部分払をしようとする額から前払金 の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し 引いた額とする。
- 2 受注者は、同一の契約において中間前金 払と部分払のいずれか一方のみの請求権を 有するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と 認めるときは、中間前金払を受けた工事に ついても部分払ができるものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第10条 前金払を受けようとする者は、工 第7条 町長は、工事内容の変更、その他の 事内容の変更、その他の理由により契約金 額(継続費及び債務負担行為に係る場合に ついては、当該年度の出来高予定額。以下 同じ。)が増額した場合、増額後の契約金 額をもとに第3条により求められた額(中 間前金払の支払いを受けているときは増額 後の契約金額の100分の60)から、支 払済の前払金の額を差し引いた額以内で前 金払並びに中間前金払の請求をすることが できる。

(契約金額の変更に伴う増減)

理由により契約金額(継続費及び債務負担 行為に係る場合については、当該年度の出 来高予定額。以下同じ。)を増額した場合 は、増額後の契約金額を元に第3条により 求められた額から、支払済の前金払の額を 差し引いた後の額以内の額を前金払するこ <u>とが</u>できる。

新

- 2 工事請負業者は、工事内容の変更、その 2 工事請負業者は、工事内容の変更、その 他の理由により契約金額を100分の20 以上減額した場合は、支払済の前払金の額 から、減額後の契約金額を元に第3条によ り求められた額を差し引いた額を返還しな ければならない。
- 3 町長は、前2項において、契約残工期が 3 町長は、前2項において、契約残工期が 30日未満のときは、前払金の額の増減は 行わないものとする。
- 4 略

(返環)

### 第11条 略

2 前項の場合において、前金払を受けた日 2 前項の場合において、前金払を受けた日 から返還の日までの日数に応じ、返還すべ き前払金の額に契約日における政府契約の 支払遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号)第8条第1項の規定に基 づき財務大臣が決定する率を乗じて得た利 息(100円未満切捨て)を付するものと する。

(その他必要事項)

## 第12条 略

様式第1 (第8条関係)

【別記】

様式第2 (第8条関係)

【別記】

様式第3(第8条関係)

【別記】

旧

- 他の理由により契約金額を100分の20 以上減額した場合は、支払済の前金払の額 から、減額後の契約金額を元に第3条によ り求められた額を差し引いた後の額を返還 しなければならない。
- 30日未満のときは、前金払の額の増減は 行わないものとする。
- 4 略

(返環)

### 第8条 略

から返還の日までの日数に応じ、返還すべ き前金払の額に年2.5パーセントを乗じ て得た利息(100円未満切捨て)を付す るものとする。

(その他必要事項)

第<u>9条</u> 略